

埼玉県のマスコット コバトン

埼玉県水道水質管理計画

平成31年4月



彩の国

埼玉県

目 次

1	計画の目的及び計画期間	1
	（１）計画の目的	
	（２）計画期間	
2	基本方針	1
	（１）水質検査等に関する基本方針	
	（２）水質監視に関する基本方針	
3	水質検査に関する事項	2
	（１）検査体制の現状	
	（２）水質検査施設の整備	
4	埼玉県水道水質管理計画連絡調整体制に関する事項	2
	（１）埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会	
	（２）幹事会	
	（３）水質監視部会	
	（４）研修部会	
	（５）精度管理部会	
5	水質監視に関する事項	3
	（１）水質監視地点	
	（２）検査項目	
	（３）検査の時期及び頻度	
	（４）検査機関	
	（５）検査結果の報告	
	（６）水質に関する研究	
	（７）結果の公表	
6	研修に関する事項	4
	（１）研修実施計画の策定	
	（２）研修実施計画	
7	精度管理に関する事項	5
	（１）精度管理実施計画の策定	
	（２）精度管理実施計画	

【図・表】

表—1	水質検査体制	6
表—2	水質検査機関一覧表	8
表—3	水質監視地点の概要	10
図—1	水質検査体制（平成31年度）	12
図—2	水質監視地点（表・伏流水）	13
図—3	水質監視地点（井戸水）	14
図—4	水質検査結果連絡体制図	15

埼玉県水道水質管理計画

平成 6 年	3 月 3 1 日	制定
平成 1 4 年	3 月 2 5 日	改正
平成 1 7 年	4 月 1 日	改正
平成 2 1 年	4 月 1 日	改正
平成 2 2 年	4 月 1 日	改正
平成 2 3 年	4 月 1 日	改正
平成 2 4 年	4 月 1 日	改正
平成 2 5 年	4 月 1 日	改正
平成 2 6 年	4 月 1 日	改正
平成 2 7 年	4 月 1 日	改正
平成 2 8 年	4 月 1 日	改正
平成 2 9 年	4 月 1 日	改正
平成 3 0 年	4 月 1 日	改正
平成 3 1 年	4 月 1 日	改正

1 計画の目的及び計画期間

(1) 計画の目的

この計画は、埼玉県における水質管理体制の充実、水質検査施設の整備及び水道原水の水質監視体制を確立することにより、県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的とする。

(2) 計画期間

この計画の目標年度は、平成 3 5 年度とする。

なお、水道水質基準の改定及び水質管理体制整備の進捗状況等に合わせ、適宜この計画の見直しを行うものとする。

2 基本方針

水道は県民生活に欠かすことのできないライフラインであることから、県と埼玉県企業局（以下「企業局」という。）及び市町村（以下「水道事業体」という。）は連携して水質検査等を実施し、これを公表することで県民の健康被害の防止に努める。

(1) 水質検査等に関する基本方針

企業局及び水道事業体（以下「水道事業体等」という。）は水質検査を行うために必要な検査施設を原則として自ら設置しなければならない。しかし、単独の検査施設を設置することが困難であるなどの事情がある場合は、複数事業体による共同水質検査体制の整備を図るほか、水質検査を委託するなどにより、水道事業体等の規模に応じた水質検査体制の整備を図るものとする。また、水質検査を委託することにより水質管理への対応が不十分にならないよう、県は水質管理又は水質検査に関する研修、講習会等を実施し、担当者の技術及び知識の向上を図るものとする。

(2) 水質監視に関する基本方針

原則として水道原水の水質管理目標設定項目及びその他必要な項目を対象（消毒副生成物の場合は浄水）として、県は水道事業体等と共同で広域的かつ合理的に監視する計画を作成し、各水道事業体等が主体となって計画に基づく検査を実施して、長期的に安全で安定した給水体制の確立を図る。

水質監視は企業局及びさいたま市等の大規模水道事業体を中心となり、他の水道事業体と共同で体系的・組織的に行う。また、県は水道事業体による水質監視が困難な地域について、その対応が不十分とならないよう、行政的な調査を実施するなどして水質監視体制の強化を図る。

3 水質検査に関する事項

(1) 検査体制の現状

ア 水道用水供給事業

企業局では、埼玉県水質管理センター（以下、「水質管理センター」という。）が、水質基準項目（51項目）の検査機器を自己で整備して検査を実施（以下、「自己検査」という。）しており、大久保浄水場、庄和浄水場、新三郷浄水場、行田浄水場及び吉見浄水場の5浄水場では、浄水処理工程管理のための水質検査と河川水質監視の一部を実施している。

イ 上水道事業

55事業のうち、さいたま市、坂戸、鶴ヶ島水道企業団が水質基準に関する省令に定められた水質基準項目（51項目）を自己検査しており、また、越谷・松伏水道企業団、上尾市、所沢市、狭山市が一部の項目について自己検査を実施している。

その他の上水道事業は、地方公共団体の機関又は埼玉県内を営業区域とする水道法第20条第3項の登録検査機関（以下、「登録検査機関」という。）に検査を依頼している。

ウ 簡易水道事業

事業の全てが登録検査機関又は衛生研究所等に検査を依頼している。

エ 専用水道

施設の全てが登録検査機関に検査を依頼している。

表－1 水質検査体制

(2) 水質検査施設の整備

水道事業体は必要な検査を実施できるよう、体系的かつ計画的に検査機器の整備に努めなければならないが、本県においては小規模な水道事業体が多く、全てが単独で検査施設を設置するのは困難な状況にある。このため、自己の検査施設のある水道事業体は、水道水質検査に関する技術の進捗に応じ、必要な施設の整備を図ることとし、他の水道事業体については複数事業体による共同水質検査体制の整備を図るほか、水質検査を委託することにより、水道事業体の規模に応じた適切な水質検査体制の確立を図ることとする。なお、水質検査を委託する場合においては、適正な委託契約や委託業務の管理等により、突発的な水質汚染事故対策や日常的な浄水処理の管理等が適切に講じられ、また、水質検査の信頼性が十分確保される体制の整備に努めることとする。

表－2 水質検査機関一覧表

図－1 水質検査体制

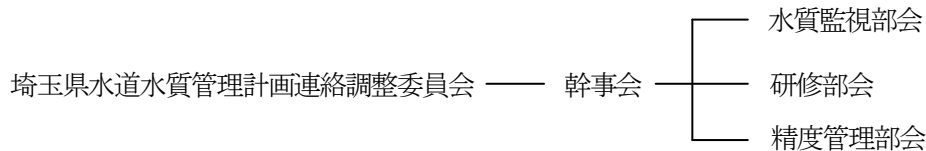
4 埼玉県水道水質管理計画連絡調整体制に関する事項

埼玉県水道水質管理計画を推進するに当たって、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会設置要綱に基づき埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会を設置し、水道水質管理計画に関する諸問題について検討を行い円滑な推進を図るものとする。

同委員会は、行政（埼玉県保健医療部及び環境部）、水道用水供給事業者（企業局）、水道事業体及び登録検査機関のうち県内の水道事業体から水質検査の依頼のあった検査機関（以下、「検査実績を有する登録検査機関」という。）の代表らで構成し、保健医療部副部長を会長とする。

また、同委員会は、その下部組織として幹事会を設置し、更に作業部会として水質監視部会、研修部会及び精度管理部会を設置する。

（組織図）



（１）埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会

県内の水道原水の水質の状況及び水質監視の結果等から、水質監視のあり方等について全般的な検討を行い、水質管理計画の基本方針を策定する。また、利用者への情報提供の推進を図るため関係機関等に対し監視結果を公表するとともに、県民に対して水道原水水質保全のPRを実施する。

（２）幹事会

各部会から報告された内容の整備及び検討を行い、埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会で検討する課題の整理を行う。

（３）水質監視部会

水道原水の水質監視に関する基本方針に基づき、水道原水の汚染状況等を勘案し、水質監視計画を策定実施する。

また、水質変化の原因究明及び今後の水質変化の予測等、水質監視上必要な研究を実施する。

（４）研修部会

水道全般に関する知識の習得及び技術の向上を図る講習会の実施等、水道担当者の知識及び技術向上に関する計画を策定実施する。

（５）精度管理部会

県内で水質検査を実施している機関（登録検査機関を含む）の精度管理の実施に関する計画を策定実施する。

５ 水質監視に関する事項

水質監視は定期的に継続して実施し、水質の変化を把握するとともに、その原因究明を行う。また、今後の水質変化の予測等水質に関する調査研究を行う。

（１）水質監視地点

水質監視地点は、県内の水道原水の水質を代表するよう広範囲から偏ることなく選定する。また、環境の変化等に応じて適宜変更を行うものとする。

ア 表・伏流水（１３地点）

荒川…秩父地区、寄居地区、大久保浄水場、吉見浄水場

荒川水系入間川…飯能地区、入間地区、狭山地区、小川地区、毛呂山地区、都幾川地区

利根川…行田浄水場

利根川水系江戸川…庄和浄水場、新三郷浄水場

イ 井戸水（２５地点）

埼玉県を概ね１０km四方区画に区分し、主な区画から原則として１本以上、一日平均取水量の多

い井戸を選定する。

表－３ 水質監視地点の概要

図－２ 水質監視地点（表・伏流水）

図－３ 水質監視地点（井戸水）

（２）検査項目

「水質管理目標設定項目」のうち必要な項目について実施する。その他、「水質管理目標設定項目」以外の項目についても、必要に応じて適宜設定する。

（３）検査の時期及び頻度

表・伏流水については、各地点、毎年度４回、四半期ごとに実施する。ただし、農薬類は使用時期を考慮して年２回実施する。

井戸水については、各地点、毎年度２回、半年ごとに実施する。ただし、農薬類は使用時期を考慮して年１回実施する。必要に応じ適宜実施する。

（４）検査機関

水道用水供給事業の表流水にあつては、水質管理センター。

その他の表・伏流水及び井戸水は、自己検査体制を整備した水道事業体、衛生研究所又は登録検査機関。

（５）検査結果の報告

水質監視実施機関は毎年度終了後速やかに検査結果を水質監視部会（県生活衛生課）に報告する。

また、これに限らず、検査結果が目標値等を超過して検出され、水源等に異常があると判断される場合には速やかに水質監視部会（県生活衛生課）に報告する。

水質監視部会は検査結果を年度ごとにまとめ、幹事会へ報告する。

図－４ 水質検査結果連絡体制図

（６）水質に関する研究

ア 研究の目的

水質監視部会は、毎年度適切な水質監視計画を策定するに当たって、その参考とするため水質変化の原因究明及び水質変化の予測等、水質監視上必要な研究を行う。

イ 研究機関

衛生研究所

（７）結果の公表

水質監視の結果は、利用者への情報提供を図るため、各関係機関等に公表し、水道原水の水質保全のPRに努める。

６ 研修に関する事項

（１）研修実施計画の策定

研修部会は、水道事業体等水道担当者の技術及び知識の向上に関する研修会等に関する計画を策定実施する。

(2) 研修実施計画

ア 水道研修会の開催

- ① 目 的 水道事業体、保健所及び衛生研究所等の水道担当者等の水道全般に関する知識の習得及び技術の向上を図るため、水道及び水質等に関する講演、行政上の諸問題に関する伝達、水道事業体等の事例報告を実施する。
- ② 開催頻度 適宜
- ③ 対 象 者 水道事業体、企業局、保健所、衛生研究所等の水道担当職員、「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例」に基づき水道法等の権限を移譲した市町村の環境衛生担当職員、登録検査機関

イ 水質検査に関する研修

- ① 目 的 水質検査担当者の技術及び知識の向上のため、衛生研究所等において、水道事業体等の水質検査担当者に対して水質検査に関する研修を実施する。
- ② 実施頻度 適宜
- ③ 対 象 者 水道事業体の水質検査担当者等

ウ 浄水処理に関する研修

- ① 目 的 浄水場における水処理技術向上のため、企業局浄水場等において、水道事業体等の職員に対して浄水処理に関する研修を実施する。
- ② 実施頻度 適宜
- ③ 対 象 者 水道事業体の浄水処理担当者等

エ 実施結果の報告

毎年度、研修部会で実施結果をまとめ、幹事会へ報告する。

7 精度管理に関する事項

(1) 精度管理実施計画の策定

精度管理部会は、水質基準等における各種物質の検査の精度管理を実施するため、精度管理の実施に関する計画を策定し、県内で水質検査を実施している検査機関（登録検査機関を含む）の精度の向上を図る。

(2) 精度管理実施計画

ア 実施項目の選定

毎年度、水質基準項目及び水質管理目標設定項目のうちから最低2項目を実施する。

イ 実施方式

オープン方式又はブラインド方式

ウ 実施回数

毎年度、1回以上実施する。

エ 実施結果の報告

毎年度、精度管理部会で実施結果をまとめ、幹事会へ報告する。

表－１ 水質検査体制

平成３１年４月１日現在

水道用水供給事業

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
１	埼玉県企業局	なし	現状に同じ	

上水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
１	深谷市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
２	飯能市	全て委託	現状に同じ	
３	さいたま市	毎日検査項目	現状に同じ	
４	所沢市	毎日検査項目、毎月検査項目、揮発性有機化合物を除く項目	現状に同じ	
５	川口市	全て委託	現状に同じ	
６	川越市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
７	戸田市	全て委託	現状に同じ	
８	入間市	全て委託	現状に同じ	
９	羽生市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
10	草加市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
11	行田市	全て委託	現状に同じ	
12	志木市	全て委託	現状に同じ	
13	寄居町	全て委託	現状に同じ	
14	蕨市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
15	狭山市	消毒副生成物１０項目、重金属類以外の項目	現状に同じ	
16	春日部市	全て委託	現状に同じ	
17	本庄市	全て委託	現状に同じ	
18	幸手市	全て委託	現状に同じ	
19	久喜市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
20	宮代町	全て委託	現状に同じ	
21	鴻巣市	全て委託	現状に同じ	
22	川島町	全て委託	現状に同じ	
23	白岡市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
24	吉川市	全て委託	現状に同じ	
25	越谷・松伏（企）	一部項目（シアン化物イオン及び塩化シアン、臭素酸、かび臭物質、界面活性剤）	現状に同じ	
26	小川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
27	和光市	全て委託	現状に同じ	
28	杉戸町	全て委託	現状に同じ	
29	上尾市	毎日検査項目、毎月検査項目を除く項目	現状に同じ	
30	新座市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
31	ふじみ野市	全て委託	現状に同じ	
32	朝霞市	全て委託	現状に同じ	
33	東松山市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
34	桶川北本（企）	全て委託	現状に同じ	
35	毛呂山町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
36	富士見市	全て委託	現状に同じ	
37	熊谷市	全て委託	現状に同じ	
38	蓮田市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
39	三郷市	全て委託	現状に同じ	
40	八潮市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

上水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
41	三芳町	全て委託	現状に同じ	
42	吉見町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
43	坂戸、鶴ヶ島（企）	なし	現状に同じ	越生町、毛呂山町、日高市、鳩山町と共同検査
44	日高市	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
45	越生町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
46	神川町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
47	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
48	嵐山町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
49	滑川町	全て委託	現状に同じ	
50	伊奈町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
51	美里町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	
52	鳩山町	共同検査として、坂戸、鶴ヶ島水道企業団で検査を実施	現状に同じ	
53	上里町	全て委託	現状に同じ	
54	加須市	全て委託	現状に同じ	
55	秩父広域市町村圏組合	一部地域の毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	

簡易水道

番号	名 称	検査の委託の状況	今 後 の 方 針	備 考
1	坂戸市	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1 か所（民営）
2	飯能市	全て委託	現状に同じ	1 か所
3	ときがわ町	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	2 か所（民営）
4	東秩父村	毎日検査項目を除く項目	現状に同じ	1 か所
5	寄居町	全て委託	現状に同じ	2 か所

表-2 水質検査機関一覧表

平成31年4月1日現在

水道事業体等及び地方衛生研究所等の地方公共団体

検査機関名称	所在地
埼玉県企業局大久保浄水場	埼玉県さいたま市桜区宿618
埼玉県企業局庄和浄水場	埼玉県春日部市新宿新田100
埼玉県企業局行田浄水場	埼玉県行田市小針1632
埼玉県企業局新三郷浄水場	埼玉県三郷市南蓮沼1
埼玉県企業局吉見浄水場	埼玉県比企郡吉見町大和田198
埼玉県企業局水質管理センター	埼玉県行田市小針1632
さいたま市水道局給水部水質管理課	埼玉県さいたま市北区東大成町2-445-1
坂戸、鶴ヶ島水道企業団鶴ヶ島浄水場	埼玉県鶴ヶ島市脚折2023
上尾市上下水道部水質試験室	埼玉県上尾市大字上尾村1157
所沢市第一浄水場	埼玉県所沢市宮本町2-7-7
越谷・松伏水道企業団配水管理課	埼玉県越谷市越ヶ谷3-5-22
狭山市鶴ノ木浄水場	埼玉県狭山市鶴ノ木5-3
埼玉県衛生研究所	埼玉県比企郡吉見町江和井410-1
さいたま市健康科学研究センター	埼玉県さいたま市中央区鈴谷7-5-12
川越市保健所衛生検査課	埼玉県川越市小ヶ谷817-1
越谷市保健所衛生検査課	埼玉県越谷市東越谷10-31

氏名又は名称	検査を行う事業所の所在地
一般社団法人群馬県薬剤師会	群馬県前橋市西片貝町五丁目23番地の10
一般社団法人埼玉県環境検査研究協会	埼玉県さいたま市大宮区上小町1450番地11
一般財団法人茨城県薬剤師会検査センター	茨城県水戸市笠原町978番地47
一般財団法人千葉県薬剤師会検査センター	千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番11号、千葉県千葉市中央区中央港一丁目12番14号及び千葉県千葉市中央区出洲港14番12号
一般財団法人北里環境科学センター	神奈川県相模原市南区北里一丁目15番1号
一般社団法人東京都食品衛生協会	東京都板橋区徳丸一丁目19番10号
一般社団法人県央研究所	新潟県燕市小高6014番地
内藤環境管理株式会社	埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2
株式会社エヌ・イーサポート	東京都江戸川区東葛西四丁目19番5号、愛知県名古屋市中村区城主町二丁目26番2号、大阪府西淀川区姫島五丁目4番10号、広島県広島市西区己斐本町三丁目13番16号及び福岡県福岡市博多区博多駅南五丁目8番17号
株式会社江東微生物研究所	青森県弘前市大字末広三丁目1番地3、青森県八戸市類家五丁目38の4、秋田県湯沢市字赤土1番地3、秋田県大館市有浦四丁目5の30、岩手県紫波郡矢巾町流通センター南三丁目2番17号、宮城県仙台市若林区卸町東四丁目1番7号、山形県山形市円応寺町7番8号、山形県米沢市窪田町窪田字南江口377番地の10、福島県郡山市喜久田町卸三丁目24番、福島県会津若松市一箕町大字鶴賀字上居合134番地4、福島県南相馬市原町区錦町一丁目39、福島県いわき市好間工業団地4番地18、茨城県水戸市姫子一丁目101番5号、茨城県つくば市上横場445番1号、栃木県宇都宮市平出工業団地44の38、群馬県館林市美園町12番11号、群馬県高崎市高関町431の3、群馬県前橋市下細井町267の11、埼玉県越谷市蒲生西町二丁目11番地17、埼玉県さいたま市岩槻区本町一丁目18番地12、千葉県香取市吉原420番地1、千葉県旭市い987番地1、千葉県木更津市新田三丁目4番30号、千葉県千葉市中央区矢作町382番3号、東京都江戸川区西小岩五丁目18番6号、神奈川県相模原市南区東林間五丁目16の7、新潟県新潟市中央区鳥屋野463番地2及び長野県松本市蟻ヶ崎三丁目7番2号
平成理研株式会社	栃木県宇都宮市石井町2856番地3
株式会社群馬分析センター	群馬県高崎市下大島町625番地
中外テクノス株式会社	千葉県千葉市緑区大野台二丁目2番16号、兵庫県神戸市西区井吹台東町七丁目3番7号及び広島県広島市西区横川新町9番12号
環境未来株式会社	石川県金沢市藤江南一丁目7番地1、山梨県中央市流通団地一丁目6番1号、長野県松本市大字和田4010番地5及び長野県佐久市跡部106番2
株式会社科学技術開発センター	長野県長野市大字北長池字南長池境2058番地3
一般財団法人東京顕微鏡院	東京都中央区豊海町五丁目1番
オーヤラックスクリンサービス株式会社	東京都調布市富士見町四丁目16番地4
環境保全株式会社	青森県平川市松崎西田41番地10
株式会社メイキョー	山梨県甲府市德行二丁目2番38号
オルガノ株式会社	神奈川県相模原市南区西大沼四丁目4番1号
いであ株式会社	東京都世田谷区駒沢三丁目15番1号、大阪府大阪市住之江区南港北一丁目24番22号及び福岡県福岡市東区東浜一丁目5番12号
一般財団法人日本食品分析センター	東京都多摩市永山六丁目11番10号
株式会社上総環境調査センター	千葉県木更津市潮見四丁目16番2号
ユーロフィン日本環境株式会社	神奈川県横浜市金沢区幸浦二丁目1番13号
株式会社山梨県環境科学検査センター	山梨県甲斐市竜王新町2277番地12
前澤工業株式会社	埼玉県幸手市高須賀537番地
株式会社那須環境技術センター	栃木県那須塩原市青木22番地152
株式会社総合水研究所	東京都港区海岸二丁目6番30号オカバ浜松町ビル6階、大阪府堺市西区浜寺石津町中二丁目6番34号及び沖縄県国頭郡本部町字謝花88番地
株式会社ウェルシィ	東京都東村山市青葉町二丁目38番1、東京都品川区大崎一丁目11番2号、大阪府大阪市中心区瓦町四丁目5番9号及び愛知県名古屋市中村区中村町六丁目5番地
東京テクニカル・サービス株式会社	東京都江戸川区西葛西七丁目29番17号
エスク株式会社	大阪府大東市三箇四丁目18番18号
株式会社総研	栃木県宇都宮市小幡二丁目4番5号
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市大岡2068番地の3
株式会社ダイワ	千葉県東金市家徳238の3及び神奈川県平塚市東豊田369番地
株式会社ビー・エム・エル	埼玉県川越市的場1361番地1
アクアス株式会社	茨城県つくば市緑ヶ原四丁目4番地
クリタ分析センター株式会社	茨城県つくば市高野台二丁目8番14号、神奈川県厚木市森の里若宮7番1号、愛知県豊田市千足町六丁目29番地2号、滋賀県草津市笠山七丁目4番52号、大阪府高槻市須賀町59番3号及び岡山県倉敷市松江二丁目13番40号
株式会社新環境分析センター	福島県郡山市喜久田町卸一丁目104番地1及び新潟県新潟市江南区祖父興野53番地1
東海プラント株式会社	静岡県沼津市市道町6番地の7
株式会社環境技研	群馬県高崎市金古町1709番地1
株式会社ユーベック	千葉県木更津市久津間613番地
株式会社保健科学東日本	埼玉県鴻巣市天神三丁目673番地
株式会社ケイ・エス分析センター	大阪府富田林市錦織南二丁目9番2号
株式会社総合環境分析	群馬県邑楽郡邑楽町中野127番地6、東京都町田市忠生三丁目5番地4及び神奈川県横浜市長区鴨居一丁目13番2号
株式会社環境計量センター	山梨県南アルプス市宮沢129番地の1
株式会社日立産機ドライブ・ソリューションズ	千葉県習志野市東習志野三丁目15番11号及び神奈川県海老名市上郷一丁目26番29号
日本総合住生活株式会社	埼玉県さいたま市桜区田島七丁目2番3号
芙蓉化学工業株式会社	東京都杉並区和泉二丁目7番5号、大阪府吹田市垂水町三丁目20番1号山口ビル及び沖縄県那覇市西二丁目6番11号神里マンションA201
株式会社日本分析	東京都板橋区小豆沢二丁目26番14号
株式会社環境技研	東京都板橋区板橋四丁目12番17号及び埼玉県戸田市笹目二丁目5番地12
株式会社イオ	東京都日野市旭が丘四丁目7番地107
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社	神奈川県横浜市磯子区西町14番11号
株式会社ショウエイ	神奈川県川崎市幸区新川崎2-6
株式会社エステム	愛知県名古屋市中村区弥次工町三丁目22番地の1
ヒロエンジニアリング株式会社	東京都台東区台東一丁目14番11号

表-3 水質監視地点の概要

水道水源名	水質監視地点とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考	
				検査機関	井戸の深さ (スレーナーの位置)
表流水 荒川	埼玉県大久保浄水場中央系原水 さいたま市桜区宿618	企業局	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター	884.465m ³
表流水 利根川水系江戸川	埼玉県庄和浄水場原水 春日部市新宿新田100	企業局	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター	180.196m ³
表流水 利根川	埼玉県行田浄水場原水 行田市小針1632	企業局	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター	327.795m ³
表流水 利根川水系江戸川	埼玉県新三郷浄水場原水 三郷市南蓮沼1	企業局	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター	238.545m ³
表流水 荒川	埼玉県吉見浄水場原水 吉見町大和田198	企業局	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県企業局 水質管理センター	131.527m ³
表流水 荒川	秩父広域市町村圏組合水道局別所浄水場原水 秩父市別所1553	秩父広域 市町村圏組合	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	14.104m ³
表流水 荒川水系入間川	飯能市小岩井浄水場 飯能市小岩井709-1	飯能市	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	18.460m ³
伏流水 荒川水系入間川	入間市鍵山浄水場 入間市鍵山3-5-5番地先	入間市	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	9.331m ³
表流水 荒川	寄居町折原浄水場 寄居町大字折原1264番地2	寄居町	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	3.343m ³
伏流水 荒川水系入間川	狭山市入間川伏流水(鶴ノ木浄水場) 狭山市鶴ノ木5番3号	狭山市	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	2.064m ³
表流水 荒川水系桐川	小川町青山浄水場 小川町青山1016	小川町	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	796.1m ³
伏流水 荒川水系毛呂川	毛呂山町金塚浄水場 毛呂山町毛呂本郷122-3	毛呂山町	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	埼玉県 衛生研究所	775m ³
表流水 荒川水系七重川	都幾川支流七重川水源(七重川浄水場) ときがわ町大野地内	ときがわ町	水質管理目標設定項目 農薬類 4回／年 2回／年	水道法第20条 登録検査機関	1.680m ³
井戸水	深谷市19号井戸 深谷市田谷45-2	深谷市	水質管理目標設定項目 農薬類 2回／年 1回／年	埼玉県 衛生研究所	1.888m ³
井戸水	所沢市第一浄水場系第2号取水井 所沢市宮本町2-7-7	所沢市	水質管理目標設定項目 農薬類 2回／年 1回／年	埼玉県 衛生研究所	300m ³
井戸水	川口市新郷浄水場第3号井戸 川口市峯1451-4	川口市	水質管理目標設定項目 農薬類 2回／年 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	944m ³
井戸水	川越市郭町浄水場第4水源 川越市小仙波町2-45-5	川越市	水質管理目標設定項目 農薬類 2回／年 1回／年	埼玉県 衛生研究所	489.9m ³
井戸水	戸田市第9取水井 戸田市下筋1-7-5	戸田市	水質管理目標設定項目 農薬類 2回／年 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	1.671m ³
井戸水	行田市向町浄水場第12水源 行田市長野4327-2	行田市	水質管理目標設定項目 農薬類 2回／年 1回／年	水道法第20条 登録検査機関	1.354m ³

水道水源名	水質監視地点とその住所	実施主体	測定項目及び測定頻度	備考		
				検査機関	井戸の深さ (スレナーの位置)	一日平均取水量 (平成29年度実績)
井戸水	加須市久下10号水源 加須市花崎北2-7	加須市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	220m(157,201)	894m ³
井戸水	春日部市東部3号水源 春日部市樋籠字柳原629-2	春日部市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	350m(182,238,285,296, 330)	245m ³
井戸水	本庄市第2浄水場13号井戸 本庄市杉山70-2	本庄市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	200m(110,128,176)	2,699m ³
井戸水	宮代町第8号水源 宮代町字西桑原6番地	宮代町	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	280m(上限82～93m、下限267 ～272m)	743m ³
井戸水	鴻巣市第8号水源 鴻巣市箕田311	鴻巣市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(200,216,245,284)	799m ³
井戸水	川島町吹塚第1水源 川島町八幡1-14	川島町	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	150m(69,91,108,119)	1,397m ³
井戸水	新座市野火止2号井 新座市野火止7-20	新座市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	200m(101,112,156)	841m ³
井戸水	ふじみ野市福岡第1号水源 ふじみ野市長宮2-2-6	ふじみ野市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	200m(79,126,152,163)	705m ³
井戸水	東松山市第2浄水場第2水源 東松山市下唐子874	東松山市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	10.83m(9,23,9.53)	4,033m ³
井戸水	熊谷市江南第4水源 熊谷市樋春1236番地3	熊谷市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	14m(スレナーなし)	1,055m ³
井戸水	日高市高麗本郷水源(高麗本郷取水場) 日高市高麗本郷55	日高市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	埼玉県 衛生研究所	7.1m(5.5)	3,206m ³
井戸水	久喜市久喜第7号水源 久喜市吉羽3-4-7	久喜市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	280m(178,192,252)	313m ³
井戸水	さいたま市土合浄水場3号井戸 さいたま市桜区西堀2-17	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	さいたま市 水道局	250(141～150, 160～166, 172～ 185, 196～200, 239～245)	1,581m ³
井戸水	さいたま市日進浄水場1号井戸 さいたま市北区日進町1-734	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	さいたま市 水道局	250m(165,178,207,224)	1,314m ³
井戸水	さいたま市金重配水場1号井戸 さいたま市岩槻区大字金重52-18	さいたま市	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	さいたま市 水道局	350m(224.6～244.6,262.6～ 266.6,290.6～298.6,322.6～334.6)	210m ³
井戸水	越谷・松伏水道企業団南部浄水場第6水源 越谷市新越谷一丁目67-8	越谷・松伏 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	越谷・松伏水道企業団 水道法第20条登録検査機関	340m(154,301)	1,840m ³
井戸水	桶川北本水道企業団第7号水源 北本市中丸6-83	桶川北本 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	水道法第20条 登録検査機関	300m(204,220,256,286)	648m ³
井戸水	坂戸・鶴ヶ島水道企業団坂戸系水源5号井戸 坂戸市柳町12	坂戸・鶴ヶ島 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 (一部農薬は登録検査機関)	180m(122～132.5,137.5～148,160～ 174)	366m ³
井戸水	坂戸・鶴ヶ島水道企業団鶴ヶ島系水源5号井戸 鶴ヶ島市脚折2103-2	坂戸・鶴ヶ島 水道企業団	水質管理目標設定項目 2回/年 農薬類 1回/年	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 (一部農薬は登録検査機関)	188m(121～125.5,131.5～145.5,153 ～157.5,165.5～174.5)	426m ³

図-1 水質検査体制(平成31年度)

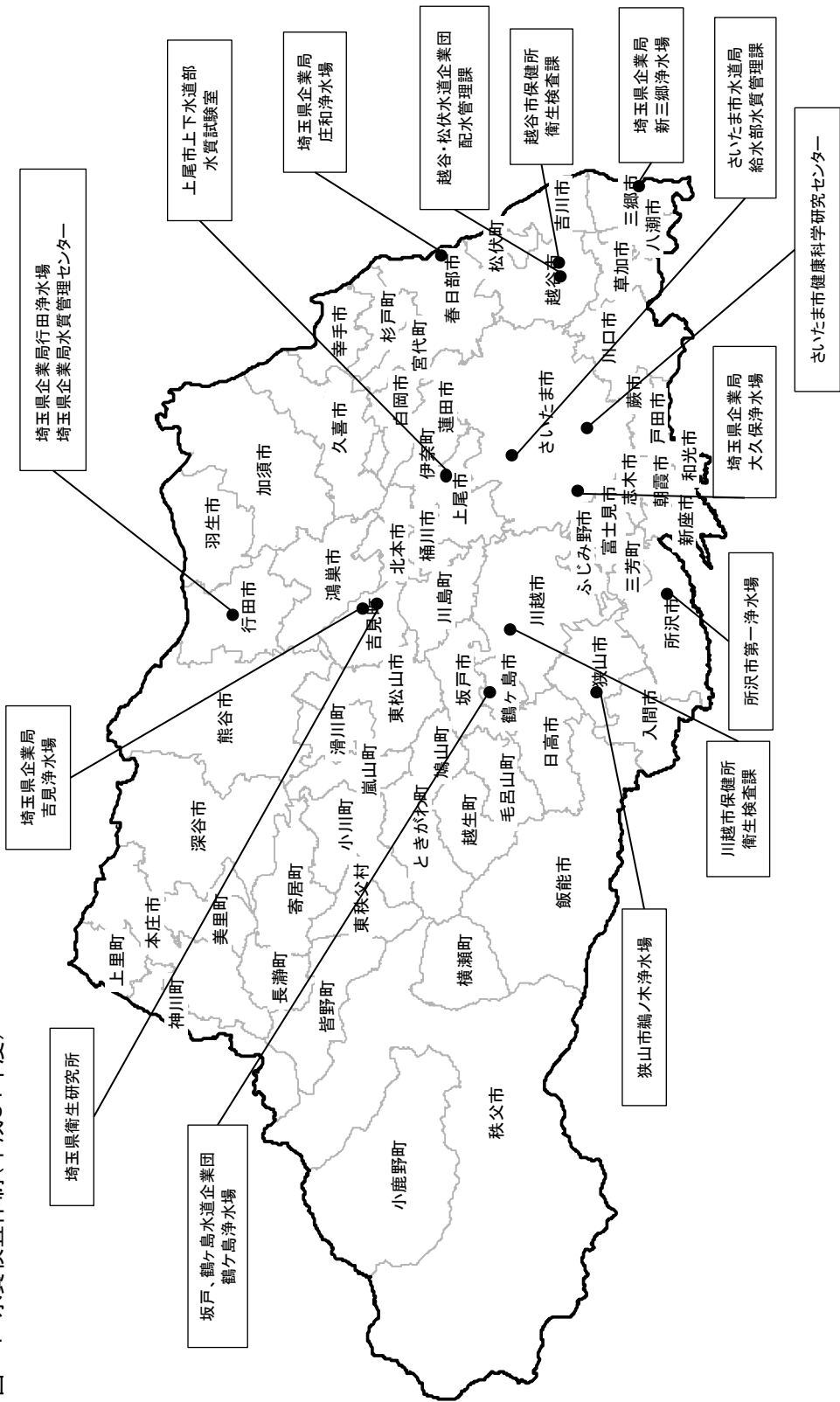
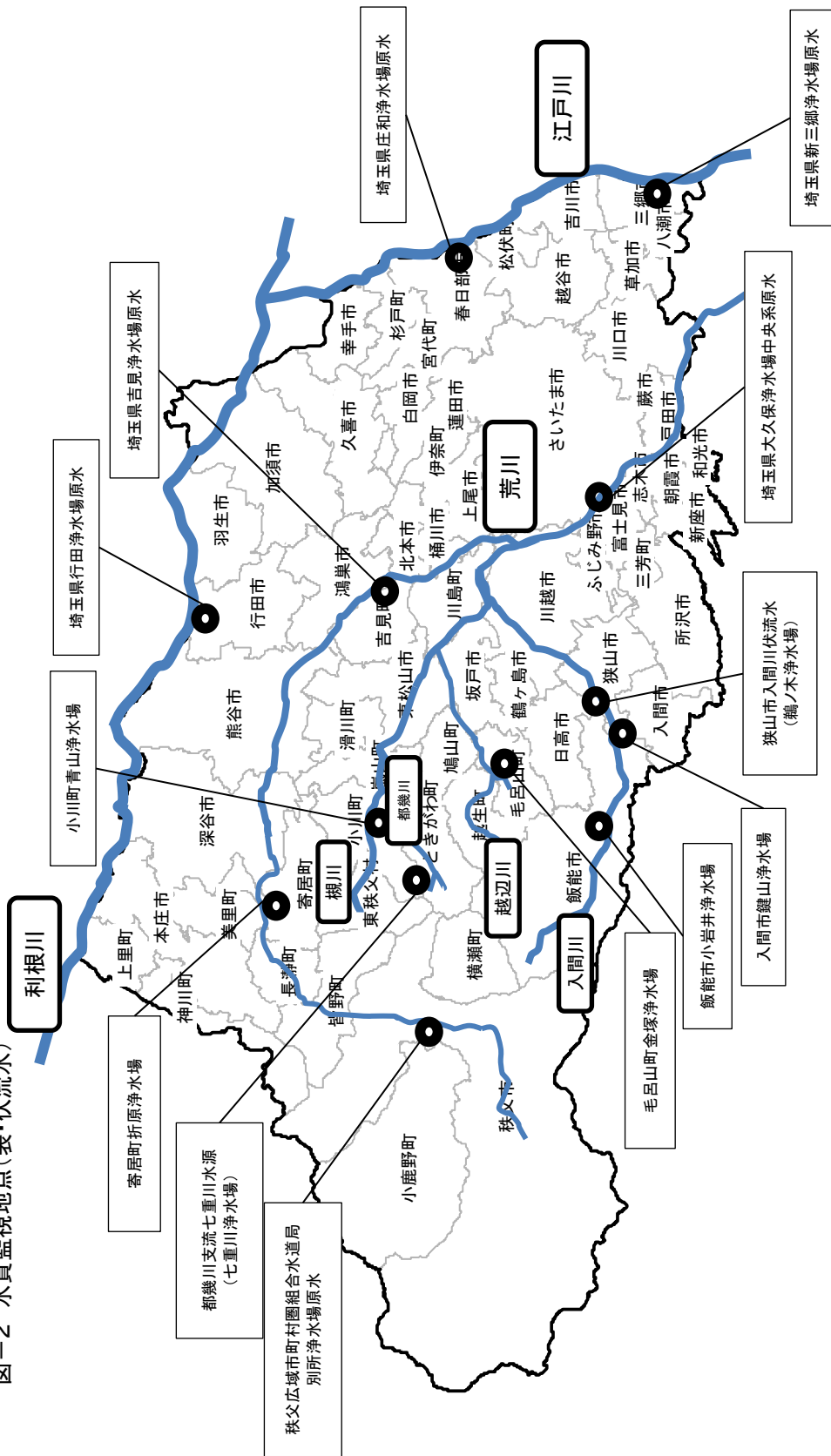
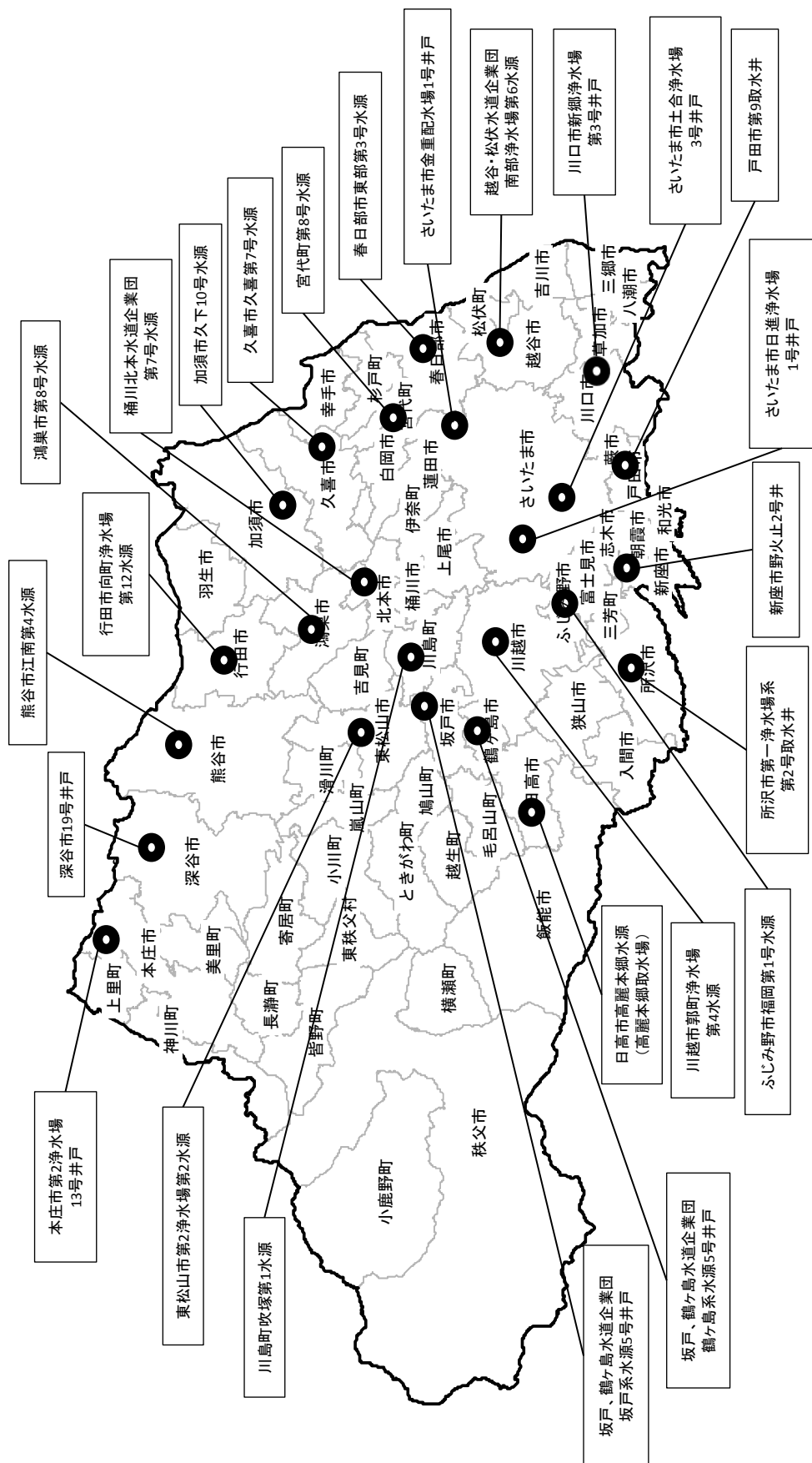


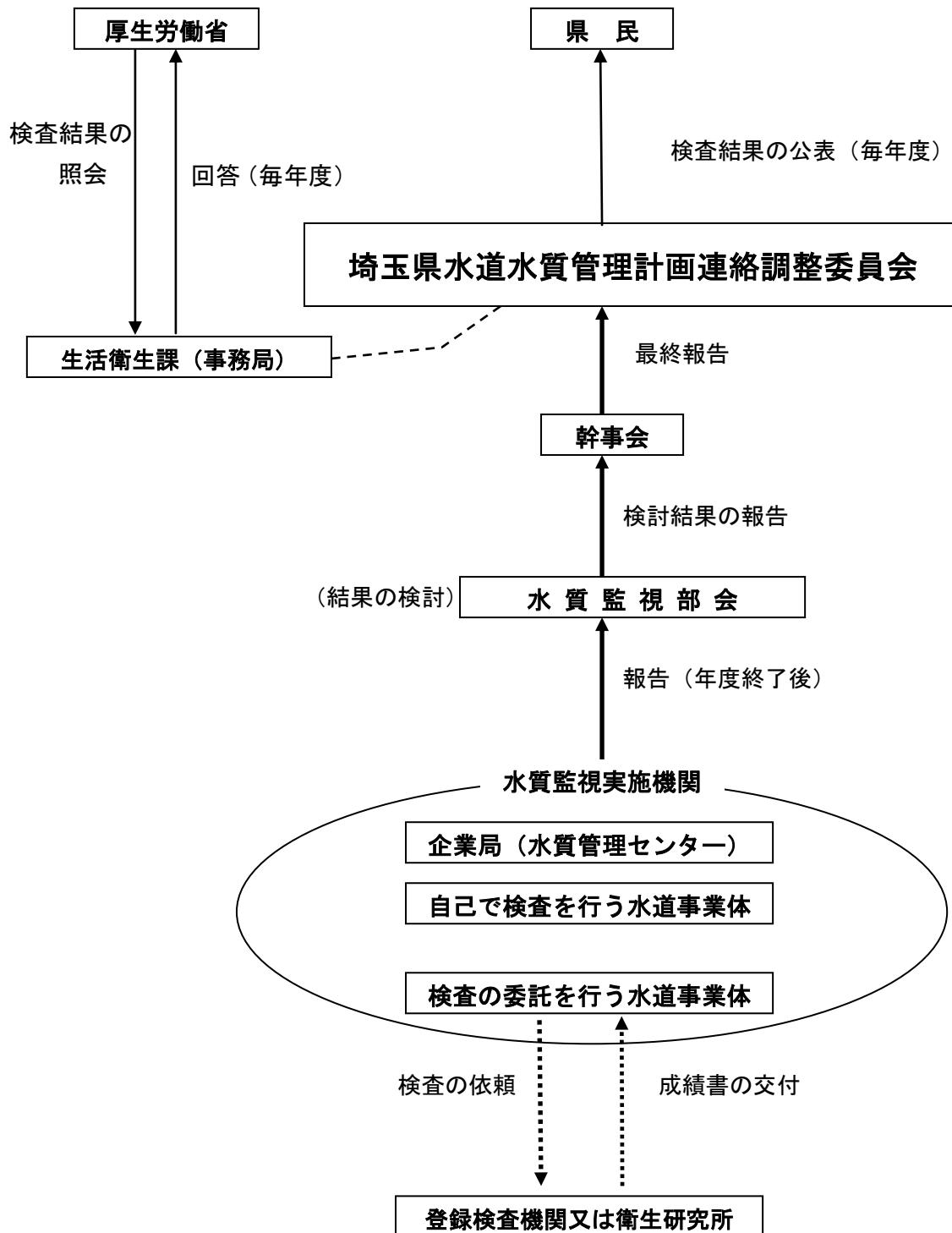
図-2 水質監視地点(表・伏流水)



図一3 水質監視地点(地下水)



図－４ 水質検査結果連絡体制図



埼玉県水道水質管理計画

発行者 埼 玉 県
(保健医療部生活衛生課)

〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

TEL 048 (824) 2111 (内線3616)

048 (830) 3616 (ダイヤルイン)
